



令和3年10月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター 伊勢市小俣町元町540 小俣総合支所2階

TEL0596-22-7894 FAX0596-23-8641 [s-soudan@city.ise.mie.jp](mailto:s-soudan@city.ise.mie.jp)



## 若者の自殺者増加について

令和3年3月に厚生労働省から令和2年中の自殺者の状況が発表されました。全国の自殺者総数は21,081人(前年比+912人)で平成21年から減少していた自殺者が11年ぶりに増加しました。若者と女性が増加したのが特徴です。増加については新型コロナの影響があるとされています。

若者の自殺の増加については、令和3年6月に文部科学省から「児童生徒の自殺予防に係る取り組みについて」という通知が都道府県教育委員会等の関係機関に発出されています。

厚生労働省の資料に基づいて、令和2年中の児童生徒の自殺者の統計を発表しています。小学生、中学生、高校生の自殺者数は499人(前年比+100人)と大きく増加しています。これは1978年以降の最多数で、1986年の401人を大きく超えました。このうち女子中高生の自殺者数は209人で前年127人と比較して約1.7倍となっているのも特徴です。

児童生徒の自殺に原因について、男子は学業不振が第1位、その他進路に関する悩みが第2位、親子関係の不和が第3位です。女子は病気の悩み・影響(その他の精神疾患)が第1位、その他進路に関する悩みが第2位、親子関係の不和が第3位でした。

文部科学省の通知では、夏休み等の長期休業明けに児童生徒の自殺が増加する傾向があるとして、これらの時期にあわせて学校では悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努め、学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒に対しては、継続的に様子を確認することとし、児童生徒が安心してSOSを出すことができる環境を整備すること、保護者に対しては、家庭における児童生徒への見守りを促し、保護者への相談窓口の周知、そして関係機関と連携した自殺企図の可能性が高い場所への集中的な見守り活動を行うこととしています。

自殺については「生きることの阻害要因」を抱えていても、自己肯定感や信頼できる人間関係等の「生きることの促進要因」が上回れば、自殺リスクは高まらないと言われています。学校、家庭、社会の皆が児童生徒のSOSへの感度を高め、支えとなるよう行動をすることで自殺は防げるのです。

青少年の日  
10月5日  
家庭の日  
10月17日

## 県条例等から「保護者の責務」について

1 「三重県青少年健全育成条例」に保護者の責務に関する事項があります。

○ 保護者の責務(第7条)

保護者は、青少年を健全に育成することが責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で監督、保護、教育するように努めるものとする。

○ 深夜における外出の制限(第19条)

保護者は、深夜に青少年をみだりに外出させないようにしなければならない。(深夜とは午後10時から翌日午前5時までの間)

○ インターネット利用環境の整備(第18条の6)

保護者や学校・職場の関係者など、青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用する際、有害な情報を閲覧、視聴させないように努め、青少年有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発教育に努めなければならない。

※ 条例第18条の7では、インターネット事業者の義務として、青少年にはフィルタリング説明・フィルタリング設定をして販売するとなっています。保護者は、フィルタリングを利用しない場合は、正当な理由を記載した書面を販売店に提出しなければなりません。

2 未成年者飲酒禁止法(親権者等の不制止)第1条2項

未成年者に対し、親権を行う者、若しくはこれに替わる監督者は、未成年者の飲酒を知ったときは、これを制止しなければならない。

3 未成年者喫煙禁止法(親権者等の不制止)第3条1項

未成年者に対し親権を行う者は、未成年者の喫煙を知りつつ、制止しなかった場合は科料とする。

※ 飲酒、喫煙した未成年者に処罰はありません。補導だけです。